

# いじめ防止等対策の取り組みについて

(令和3年度の取組に対する自己評価および令和4年度の改善のための措置)

令和4年12月26日

呉工業高等専門学校 いじめ対策委員会

	点検項目	令和3年度の取組に対する自己評価	改善のための措置(令和4年度)	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	「いじめ防止等基本計画」についてホームページに掲載し、教員会等で周知した。また、全教職員を対象に「いじめ防止等基本計画」に関する理解度チェック(Forms利用)を実施した。	引き続き定期的な周知と、Formsを利用した理解度の確認を行う。	—
2	定期的(2ヶ月に1度)に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	いじめ対策委員会を定期的(2か月に1回)に実施し、学生アンケートの結果報告や対応・結果について報告・協議した。	引き続き定期的に委員会を開催する。	—
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	依頼講師との日程調整が困難であったため、2/18～3/9までいじめ防止等研修動画を全教職員が視聴した。	引き続き高専機構が作成したコンテンツを活用し、オンライン研修を実施する。	—
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	「いじめ防止等基本計画」において職務内容を定め、ホームページに掲載し、全教職員に周知した。	引き続き定期的な周知と、Formsを利用した理解度の確認を行う。	—
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画(学校いじめ防止プログラム)を策定して全教職員に周知した。	いじめ対策委員会が策定・実行・検証し、ホームページに掲載し、全教職員に周知した。	引き続き定期的な周知と、Formsを利用した理解度の確認を行う。	—
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	全学生を対象に学校適応感尺度調査と同時にいじめアンケートを実施し、結果を報告した。	いじめアンケートの他に、担任が気になる学生についての学生相談室への報告を定期的の実施し、いじめ対策委員会で情報共有した。	—
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	「いじめ防止等基本計画」に重大事態の定義やいじめ対策委員会の役割が明記されており、周知した。	引き続き定期的な周知と、Formsを利用した理解度の確認を行う。	—
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	「いじめの疑い」について回答した学生からヒアリングにて実態を把握し、情報や対応について関係教職員で共有および協議した。	学生相談室会議やいじめ対策委員会等で、引き続き日常的に情報共有・協議を行う。	—
9	令和3年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対応のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和4年度の実施計画に反映しているか	いじめ防止等基本計画・いじめ防止プログラムについて、令和3年度末に検証し、実行性のあるものにするため一部内容を変更した。	年度最後のいじめ対策委員会にて点検を実施し、必要に応じて改正する。	—
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に(年4回以上)実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	担任による学生面談といじめに関するアンケート調査をそれぞれ2回(計年4回)実施し、結果を学生相談室、いじめ対策委員会および関係教職員で共有した。	いじめの芽の情報もできるだけ拾い上げ、かつ、アンケートに回答することでいじめ防止の意識啓発となるように、設問を一部修正した。	令和4年11月 実施済
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている	スクールカウンセラーはいじめ対策委員会の構成員ではないが、学生情報を学生相談室や関係者と共有(助言も含む)し、対応を協議した。	スクールカウンセラーからの情報や助言・意見は看護師または学生相談室長を通じて委員会で反映されているが、令和5年度からスクールカウンセラーを構成員に加えることを検討する。	令和5年3月
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	カウンセラー講話(1年生,3年生)、デートDV講演(2年生)、いのちの授業(2年生)を企画し、実施した。	引き続き学生向けの研修を実施する。なお、各研修後にアンケートを行い、効果を高める工夫をしている。	—
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。	カウンセラー講話(1年生,3年生)、デートDV講演(2年生)、いのちの授業(3年生)を企画し、実施した。	引き続き学生向けの研修を実施する。なお、各研修後にアンケートを行い、効果を高める工夫をしている。	—
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする(学生主体による防止プログラムの実施を含む)取り組みを推進している。	ピアサポーター育成を計画、実施し、学生支援TAや寮生会役員・LMが学生のサポートを行った。	引き続き、ピアサポート事業を継続する。	—
15	学校のいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	学校ホームページに掲載している。 <a href="https://www.kure-nct.ac.jp/campuslife/prevent.html">https://www.kure-nct.ac.jp/campuslife/prevent.html</a>	ホームページの掲載場所が見つけやすくなるように改善する。	令和5年2月
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	学校ホームページに掲載している。 <a href="https://www.kure-nct.ac.jp/campuslife/prevent.html">https://www.kure-nct.ac.jp/campuslife/prevent.html</a>	ホームページの掲載場所が見つけやすくなるように改善する。	令和5年2月
17	外部の有識者等で構成される会議(運営協議会や外部評価委員会等)で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	学生相談室の利用件数の報告はあるが、いじめ防止等基本計画の内容説明はしていない。	いじめ対策委員会で承認された後、運営顧問会議で説明する。	令和5年3月
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができている。	協力体制はできているが、実例はなし。 学校ホームページに掲載(早期発見・事案対応マニュアル) <a href="https://www.kure-nct.ac.jp/campuslife/prevent.html">https://www.kure-nct.ac.jp/campuslife/prevent.html</a>	引き続き、事案発生時にスムーズな連携がとれるように、協力体制の確認を行った。	—